

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	29	開封日	令和6年10月15日
ご 意 見			
10月9日の学校の休みはいらないです。 大人の休みと子どもの休みをマッチング・・・ 勝手なこと言わないで下さい。 休める人ばかりじゃありません。 病院や飲食店、施設等すべてを休業にしないかぎり、一人で家で留守番をする子どもも出てきてしまうと思います。			
回 答			
家族の時間づくりプロジェクトを担当します地域コミュニティ課から回答いたします。 家族の時間づくりプロジェクト事業につきましては、家族の時間を大切に、地域の伝統文化にふれ郷土愛を育み、家族や地域の絆を深めることを目的に、平成24年度から実施しています。 また、家族の時間づくりプロジェクトには、働き方改革の側面も持っており、10月9日が休日や祝日と重なった場合は、前後する平日を学校休業日とし、連続して休暇を取得することで、仕事と生活の調和による「ワークライフバランス」の定着も目的としているところです。 これまで保護者の方から、おくんち祭りを含む地域行事へ、児童・生徒が参加しやすい環境づくりを求める要望が寄せられていました。一方では、保護者の皆さまには、お子様の休みに合わせて仕事を休むことが負担になる場合もあることも理解しております。 今後はより一層、ワークライフバランスに対する事業所の理解促進など、有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、生後4か月から小学校6年生までのお子様がいらっしゃるご家庭が対象で有償となりますが、「ファミリーサポートセンターひとよし」で、お子様の一時預かりを実施していますので、ご紹介させていただきます (人吉市社会福祉協議会https://hitoyoshi-shakyo.com)。			

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	30	開封日	令和6年10月15日
ご 意 見			
大阪府^{しじょうなわて}四條畷市の職員らに対し、暴言ともとれる発言をした市議2人について、四條畷市議会 は「パワーハラスメント」と認定してそれぞれ懲罰を決定しました。 市職員や消防署職員が元市議会議員からパワハラを受けたことについて、今からでも資料をそろ えたら元市議会議員は処分されるのでしょうか？ (投稿内容の趣旨を変えない範囲で文面の修正を行っています。)			
回 答			
御質問をいただいた内容について、議会事務局及び総務課からお答えします。 人吉市議会では、ハラスメントの防止及び根絶に努めるために、令和5年3月に「人吉市議会ハラスメント 防止条例」を制定しました。 この条例には、「議長及び副議長は、議員から職員に対するハラスメントが疑われる事象が発生したとの通 知を市長から受けたときは、当該事象に係る事実関係を調査し、必要に応じて今後のハラスメント防止のため の措置を迅速かつ適切に講じなければならない」との規定があります。 ただし、この条例は、人吉市職員と人吉市議会議員を対象としており、消防署職員は対象ではありません。 また、市議会議員については、現職の議員に適用され、元市議会議員には適用されません。 したがって、この条例に基づいて何らかの対応を行うことはできません。 しかしながら、元市議会議員のパワハラ行為が民事上の不法行為に当たるとして損害賠償を求めることが できます。また、被害届や刑事告訴することもできます。 以下、パワハラに関しまして、説明いたします。 1 パワハラの定義 職場におけるパワハラとは、次の3つの要素を全て満たすものをいうとされています。 ①優越的な関係、例えば職場内の優位性を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲(業務の適正 な範囲)を超えた言動により、③就業環境を害すること(身体的又は精神的な苦痛を与えること)です。 2 民事上不法行為に当たるパワハラ、刑罰の対象になるパワハラ パワハラは、民事上不法行為に当たるパワハラと刑罰の対象になるパワハラがあります。 (1) 民事上不法行為に当たるパワハラについて パワハラに当たる行為をした者は、被害者に対して損害賠償責任を負う可能性があります。パワハ ラに当たる行為は、被害者の権利・利益を違法に侵害して損害を与える不法行為に当たります。不法 行為に当たるパワハラをした者は、被害者が受けた損害を賠償しなければなりません。 (2) 刑罰の対象になるパワハラについて パワハラは、刑罰の対象になる可能性があります。例えば、身体を傷害した場合は傷害罪、暴行を 加えたものの傷害までには至らなかった場合は暴行罪、公然と事実を摘示して人の名誉を毀損した場 合はその事実の有無にかかわらず名誉毀損罪に当たるなど刑罰の対象になる可能性があります。 3 処罰等について 民事上の時効期間(例えば、パワハラに関する損害賠償請求権は、損害及び加害者を知った時から 3年(人の生命・身体を害する不法行為については、損害及び加害者を知った時から5年)、不法行為 の時から20年のいずれかのうち早く経過する期間が経過すると時効によって消滅します。)や刑事 上の公訴期間が経過するまでは、元市議会議員であっても、在職中に行ったパワハラに対して損害賠 償の請求や刑事責任を追及され、賠償責任や処罰を受ける可能性があります。ただし、時効期間や公 訴期間が経過してしまうと追及ができなくなります。			